

令和2年三重県議会定例会

予算決算常任委員会

医療保健子ども福祉病院分科会

説明資料

	頁
【 所管事項説明 】	
1 私債権の放棄について	1
2 債権処理計画（令和元年度実績・令和2年度目標）について	
・令和元年度 債権処理計画（実績・総括票）	2
・令和元年度 債権処理計画（実績・個票）	3
・令和2年度 債権処理計画（目標・総括票）	4
・令和2年度 債権処理計画（目標・個票）	5
・未収金対策について	6
3 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告	7
【 議案補充説明 】	
1 議案第127号 令和2年度三重県病院事業会計補正予算（第1号）	12
2 認定第4号 令和元年度三重県病院事業決算 「決算審査意見に対する考え方について」	14

令和2年10月12日
病院事業庁

【所管事項説明】

1 私債権の放棄について

三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第14条第2項の規定に基づき、令和元年度において、同年度末までに消滅時効の期間が経過し、債務者が時効の援用をしていない債権のうち、下表のとおり合わせて7件、716,360円の債権を放棄しました。

放棄の事由等

私債権の種類	放棄の事由	件数	私債権の額
県立病院使用料等	条例第14条第2項第2号 (強制執行によって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがある)	5件	643,330円
県立病院使用料等	条例第14条第2項第3号 (債務者の所在及び差し押さえることができる財産が共に不明である)	2件	73,030円

《参考：三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（抜粋）》

（私債権の放棄）

第十四条（第1項 略）

2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したもの（債務者が援用をしていないものに限る。）について、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- 一 債務者に差し押さえることができる財産がないとき。
- 二 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 債務者の所在及び差し押さえることができる財産が共に不明であるとき。

2 債権処理計画(令和元年度実績・令和2年度目標)について

様式(実績2)

令和元年度 債権処理計画(実績・総括票)

1 部局長等名	病院事業庁長
2 取りまとめ担当課名	県立病院課

滞納債権の現状

3 令和元年度実績

債権の性格	種別	A 平成30年度 実績	B 当初 (平成30年度末)	C 令和元年度 目標 (元年度発生分を除く。)				D 実績(令和元年度末) (元年度発生分を除く。)				E 元年度発生分 期末残高	F 令和元年度末 B-D+E	主な債権		
		処理額	未済額	処理額	回収率・整理率		処理額	回収率・整理率		目標達成率	金額	金額				
		処理件数	未済件数	処理件数	全体比 C/B(%)	前年比 C/A(%)	処理件数	全体比 D/B(%)	前年比 D/A(%)	D/C(%)	件数	件数				
3-1 強制徴収 公債権	回収対象	0円		0円	回収率		0円	回収率								
		0件		0件	回収率		0件	回収率								
	整理対象	0円		0円	整理率		0円	整理率								
		0件		0件	整理率		0件	整理率								
計		0円	0円	0円	処理率		0円	処理率			0円	0円				
		0件	0件	0件	処理率		0件	処理率			0件	0件				
3-2 非強制徴収 公債権	回収対象	0円		0円	回収率		0円	回収率								
		0件		0件	回収率		0件	回収率								
	整理対象	0円		0円	整理率		0円	整理率								
		0件		0件	整理率		0件	整理率								
計		0円	0円	0円	処理率		0円	処理率			0円	0円				
		0件	0件	0件	処理率		0件	処理率			0件	0件				
3-3 私債権	回収対象	9,391,858円		5,155,521円	回収率	54.9	5,510,190円	回収率	58.7	106.9					県立病院使用料等	
		67件		25件	回収率	37.3	50件	回収率	74.6	200.0						
	整理対象	2,335,482円		2,336,849円	整理率	100.1	3,086,655円	整理率	132.2	132.1						
		10件		15件	整理率	150.0	13件	整理率	130.0	86.7						
	計		11,727,340円	68,215,578円	7,492,370円	処理率	11.0	8,596,845円	処理率	12.6	73.3	114.7	3,619,605円	63,238,338円		
			77件	457件	40件	処理率	8.8	63件	処理率	13.8	81.8	157.5	43件	437件		
合計	回収対象	9,391,858円		5,155,521円	回収率	54.9	5,510,190円	回収率	58.7	106.9						
		67件		25件	回収率	37.3	50件	回収率	74.6	200.0						
	整理対象	2,335,482円		2,336,849円	整理率	100.1	3,086,655円	整理率	132.2	132.1						
		10件		15件	整理率	150.0	13件	整理率	130.0	86.7						
計		11,727,340円	68,215,578円	7,492,370円	処理率	11.0	8,596,845円	処理率	12.6	73.3	114.7	3,619,605円	63,238,338円			
		77件	457件	40件	処理率	8.8	63件	処理率	13.8	81.8	157.5	43件	437件			

様式(実績1)

令和元年度 債権処理計画(実績・個票)

1 債権名	県立病院使用料等
2 債権の性格	私債権
3 債権の概要	県立病院で診療、処置等を受けた者が納付しなければならない使用料等(三重県病院事業条例)
4 滞納となった要因等	患者の生活困窮
5 部局長等名	病院事業庁長
6 所管課等名	県立病院課

7 取組方針	回収対象債権について、積極的に納付の督促等を実施する。
8 取組成果	債務者に対して、書面、電話、面談等により督促等を行い早期の納付を促すとともに、支払督促、強制執行及び弁護士への回収業務委託を実施しました。そうした結果、令和元年度中において551万1千円の債権を回収することができました。

㉓ 滞納債権の現状

9 令和元年度実績

債権の性格	種別	A 平成30年度実績	B 当初(平成30年度末)	C 令和元年度目標(元年度発生分を除く。)			D 実績(令和元年度末)(元年度発生分を除く。)				E 元年度発生分期末残高	F 令和元年度末 B-D+E		
		処理額	未済額	処理額	回収率・整理率		処理額	回収率・整理率		目標達成率	金額	金額		
		処理件数	未済件数	処理件数	全体比 C/B(%)	前年比 C/A(%)	処理件数	全体比 D/B(%)	前年比 D/A(%)	D/C(%)	件数	件数		
私債権	回収対象	9,391,858 円	/	5,155,521 円	回収率	54.9	5,510,190 円	回収率	58.7	106.9	/	/		
		67 件	/	25 件	回収率	37.3	50 件	回収率	74.6	200.0	/	/		
	整理対象	2,335,482 円	/	2,336,849 円	整理率	100.1	3,086,655 円	整理率	132.2	132.1	/	/		
		10 件	/	15 件	整理率	150.0	13 件	整理率	130.0	86.7	/	/		
	計	11,727,340 円	68,215,578 円	7,492,370 円	処理率	11.0	63.9	8,596,845 円	処理率	12.6	73.3	114.7	3,619,605 円	63,238,338 円
		77 件	457 件	40 件	処理率	8.8	51.9	63 件	処理率	13.8	81.8	157.5	43 件	437 件

様式(目標2)

令和2年度 債権処理計画(目標・総括票)

1 部署長等名	病院事業庁長
2 取りまとめ担当課名	県立病院課

滞納債権の現状

3 令和2年度目標

債権の性格	種別	A 令和元年度末	B 令和2年度 目標 (2年度発生分を除く。)			C 令和2年度当初に存在する債権にかかる令和元年度処理額 (元年度発生分を除く。)	主な債権	
		未済額	処理額	回収率・整理率		処理額		
		未済件数	処理件数	全体比 B/A(%)	前年比 B/C(%)	処理件数		
3-1 強制徴収 公債権	回収		0 円	回収率		0 円		
			0 件	回収率		0 件		
	整理		0 円	整理率		0 円		
			0 件	整理率		0 件		
計		0 円	0 円	処理率		0 円		
		0 件	0 件	処理率		0 件		
3-2 非強制徴収 公債権	回収		0 円	回収率		0 円		
			0 件	回収率		0 件		
	整理		0 円	整理率		0 円		
			0 件	整理率		0 件		
計		0 円	0 円	処理率		0 円		
		0 件	0 件	処理率		0 件		
3-3 私債権	回収		5,169,565 円	回収率	93.8	5,510,190 円	県立病院使用料等	
			23 件	回収率	46.0	50 件		
	整理		1,580,033 円	整理率	51.2	3,086,655 円		
			11 件	整理率	84.6	13 件		
	計		63,238,338 円	6,749,598 円	処理率	10.7		8,596,845 円
			437 件	34 件	処理率	7.8		63 件
合計	回収		5,169,565 円	回収率	93.8	5,510,190 円		
			23 件	回収率	46.0	50 件		
	整理		1,580,033 円	整理率	51.2	3,086,655 円		
			11 件	整理率	84.6	13 件		
計		63,238,338 円	6,749,598 円	処理率	10.7	8,596,845 円		
		437 件	34 件	処理率	7.8	63 件		

※ 前年度に完済した債権は、現年度の債権処理計画(目標)を作成しないことから、C欄に含まれません。
完済した債権を含む前年度の債権処理実績は、別冊「債権処理計画(実績)」でまとめています。

様式(目標1)

令和2年度 債権処理計画(目標・個票)

1 債権名	県立病院使用料等
2 債権の性格	私債権
3 債権の概要	県立病院で診療、処置等を受けた者が納付しなければならない使用料等(三重県病院事業条例)
4 滞納となった要因等	患者の生活困窮
5 部局長等名	病院事業庁長
6 所管課等名	県立病院課

7 取組方針	回収対象債権について、積極的に納付の督促等を実施する。 連絡が取れない債務者については臨戸訪問を出来る限り実施する。
--------	---

滞納債権の現状

8 令和2年度目標

債権の性格	種別	A 令和元年度末		B 令和2年度目標 (2年度発生分を除く。)			C 令和2年度当初に存在する債権にかかる令和元年度処理額 (元年度発生分を除く。)		備考	
		未済額		処理額		回収率・整理率		処理額		
		未済件数		処理件数		全体比 B/A(%)	前年比 B/C(%)	処理件数		
8-3 私債権	回収			5,169,565 円	回収率		93.8	5,510,190 円		
				23 件	回収率		46.0	50 件		
	整理			1,580,033 円	整理率		51.2	3,086,655 円		
				11 件	整理率		84.6	13 件		
	計	63,238,338 円		6,749,598 円	処理率	10.7	78.5	8,596,845 円		
		437 件		34 件	処理率	7.8	54.0	63 件		

【所管事項説明】

未収金対策について

過年度医業未収金の縮減に向けて、発生防止と回収の両面から対策を実施しています。

(1) 発生防止

① 早期相談の促進

入院時の説明の際に、入院費用の説明書に加えて高額療養費制度に関する説明書等を渡し、診療費用の支払いに関する早期相談の促進に努めています。

② 公費負担制度の説明と申請のサポート

診療時や相談対応時など様々な機会を捉えて、公費負担制度の説明及び申請のサポートを行っています。

③ 院内各部署における情報共有と連携

病棟、会計、地域連携室等において、患者の支払いに関する情報共有を徹底しながら、早期の対応（面談、早期支払いの働きかけ等）を行っています。

(2) 回収

① 連帯保証人を含めた督促・催告の実施

文書及び電話等による督促・催告を、本人に加えて連帯保証人等に対しても継続的に行っています。

② 法的措置の実施

病院からの督促等に応じず、理由なく支払わない者に対しては、裁判所が債権者に代わって債務者に請求する制度（支払督促）の活用や、給与の差押えなどの強制執行を行っています。

③ 弁護士法人への回収業務委託

県独自の対応で回収が困難なものについては、弁護士法人に回収業務を委託しています。

【過年度医業未収金の状況】

(単位：千円、件)

	平成30年度	令和元年度	R1-H30
前年度 期末残高 A	76,172	68,216	△7,956
当年度 発生額 B	3,771	3,620	△151
当年度 減少額 C	11,727	8,597	△3,130
回収	9,392	5,510	△3,882
不納欠損等	2,335	3,087	752
当年度 期末残高 A+B-C	68,216	63,238	△4,978
当年度 期末件数	457	437	△20

※千円未満四捨五入のため、合計や差引が合わない場合があります。

3 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告

第2-2号様式(条例第6条第1項関係)

交付決定実績調書(5億円以上)

(部局名:病院事業庁) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名及び住所	交付決定額	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	実現しようとする政策、施策及び目標	補助金等の交付以外の方法の可能性	課(室)名	備考
2 (1)	政策的医療交付金	公益社団法人 地域医療振興協会 東京都千代田区平河町二丁目6番3号	561,423	三重県立志摩病院(以下「志摩病院」という。)の指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会が志摩病院において政策的医療を実施するための経費として交付金を交付する。	(目的・理由) 地方公営企業法等で定める一般会計が負担すべき経費として当該交付金を指定管理者に交付することで安定的な政策的医療の実施を担保する。 (根拠) 三重県立志摩病院の管理に関する基本協定書	(政策)命を守る (施策)地域医療提供体制の確保 (目標)県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供	志摩地域の中核病院である志摩病院を指定管理者が、安定的・継続的に運営するためには、必要となる経費に対し、交付金を交付することが適当である。	県立病院課	

交付決定実績調書(5億円以上、変更分)

(部局名:病院事業庁) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名 及び住所	事業内容	交付決定額		変更の内容及び理由	課(室)名	備考
				変更前	変更後			
1 (1)	政策的医療交付金	公益社団法人地域医療振興協会 東京都千代田区平河町二丁目6番3号	三重県立志摩病院 (以下、「志摩病院」という。)の指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会が志摩病院において政策的医療を実施するための経費として交付金を交付する。	526,473	559,296	所要経費の精査による増額	県立病院課	

第3-2号様式(条例第8条第1項関係)

補助金等の交付実績

(部局名:病院事業庁) (単位:千円)

番号	事務事業名	補助金等の名称	補助事業者等の氏名	交付額	交付の根拠	課(室)名	備考
1	志摩病院運営事業費	政策的医療交付金	公益社団法人地域医療振興協会	559,296	三重県立志摩病院の管理に関する基本協定書	県立病院課	
2	同上	経営基盤強化交付金	同上	156,489	同上	同上	

補助金等評価結果調書

(部局名:病院事業庁) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
1-1	政策的医療交付金	公益社団法人地域医療振興協会 東京都千代田区平河町二丁目6番3号	526,473	559,296	<p>(根拠) 三重県立志摩病院の管理に関する基本協定書</p> <p>(公益性) 志摩地域の中核病院である県立病院として指定管理者制度導入後においても県民に良質で満足度の高い医療を安定的・継続的に提供するためのものであり、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 地方公営企業法等で定める一般会計が負担すべき経費として当該交付金を指定管理者に交付することで安定的な政策医療の実施を担保するため、この交付金の制度は必要である。</p> <p>(効果) 指定管理者の運営のもと、当該交付金により志摩地域の中核病院として、安定的・継続的な医療の提供に寄与することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 政策的医療の実施等に係る費用として、県が病院運営を行う場合に適用している一般会計から地方公営企業会計への繰出金の算定基準に基づき交付しているものであり、適当である。</p>	県立病院課	

補助金等評価結果調書

(部局名:病院事業庁) (単位:千円)

【所管事項説明】

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
2-1	経営基盤強化交付金	公益社団法人地域医療振興協会 東京都千代田区平河町二丁目6番3号	-	156,489	<p>(根拠) 三重県立志摩病院の管理に関する基本協定書</p> <p>(公益性) 志摩地域の中核病院である県立病院として指定管理者制度導入後においても県民に良質で満足度の高い医療を安定的・継続的に提供するためのものであり、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 指定管理者の経営基盤の強化を図ることにより、県立病院としての安定した医療の提供を確保するため、この交付金の制度は必要である。</p> <p>(効果) 指定管理者の運営のもと、当該交付金により志摩地域の中核病院として、安定的・継続的な医療の提供に寄与することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 指定管理者による病院運営において生じた経常損失の相当額を交付するものであり、適当である。</p>	県立病院課	

【議案補充説明】

1 議案第127号 令和2年度三重県病院事業会計補正予算（第1号）

今回の補正予算は、国の第2次補正予算に伴うものであり、県立病院における新型コロナウイルス感染症への対応として必要となる、感染防止対策等に係るものを計上しています。

① 資本的収入におきましては、3億5,839万6千円の増額補正を行うものです。その内訳は、建設改良費の財源として、一般会計から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の国庫支出金を財源として繰り出される繰入金1億839万6千円と、志摩病院の指定管理者への短期貸付金の返還金2億5,000万円となっています。

② 資本的支出におきましては、収入と同額の3億5,839万6千円の増額補正を行うものです。その内訳は、建設改良費について、発熱患者専用の外来診察室の設置や手洗い場の自動水栓化等の改修工事、キャッシュレス決済に対応する精算機の導入等で1億839万6千円を増額するとともに、短期貸付金について、新型コロナウイルス感染症の影響により患者数が減少し、資金繰りが悪化している志摩病院の指定管理者を支援するため、2億5,000万円増額するものです。

【議案補充説明】

令和2年度9月補正予算の概要

【資本的収支】

(単位:千円)

項目	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
① 資本的収入	1,549,434	358,396	1,907,830	
企業債	557,000	-	557,000	
県費負担金	392,434	108,396	500,830	一般会計繰入金 108,396
短期貸付金返還金	600,000	250,000	850,000	
② 資本的支出	1,953,027	358,396	2,311,423	
建設改良費	571,708	108,396	680,104	病院増改築工事費 78,122 資産購入費 30,274
企業債償還金	687,719	-	687,719	
長期借入金償還金	90,000	-	90,000	
長期貸付金	3,600	-	3,600	
短期貸付金	600,000	250,000	850,000	

資本的収支 (① - ②)	△ 403,593	-	△ 403,593	
------------------	-----------	---	-----------	--

※資本的収支の不足額(403,593千円)については、全額を内部留保資金で補てんします。

(参考) 建設改良費 補正額の内訳

(単位:千円)

施設名	区分	補正額	内容
こころの医療センター	資産購入費	19,041	・キャッシュレス決済に対応する精算機の購入
一志病院	病院増改築工事費	52,718	・発熱患者専用の外来診察室の設置 ・手洗い場の自動水栓化 等
	資産購入費	7,730	・クリーンパーテーション、非接触型検温機器等の購入
志摩病院	病院増改築工事費	25,404	・手洗い場の自動水栓化
県立病院課	資産購入費	3,503	・Web会議用端末の導入 等
計	病院増改築工事費	78,122	-
	資産購入費	30,274	

【議案補充説明】

1 認定第4号 令和元年度三重県病院事業決算
「決算審査意見に対する考え方について」

項目 (1)	令和元年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の 運営について	意見書 2頁
意見	<p>令和元年度病院事業会計の経常損益及び純損益は、いずれも約2,145万円の黒字となり、前年度に比べ約9,679万円改善した。しかし、医業収益は、入院・外来患者数の減少により、前年度に比べ約4,955万円減少しており、未処理欠損金（累積欠損金）は、依然として約92億円と多額である。</p> <p>また、「三重県病院事業 中期経営計画（平成29年度～令和2年度）」（以下「中期経営計画」という。）に基づき、各年度における成果目標等の進捗管理を行っているが、目標未達成の項目が多くある。</p> <p>そのような中、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策の徹底と、事業運営に与える影響にも留意しながら、令和2年度は、中期経営計画の最終年度として、目標達成に向けて取り組むとともに、医業収益の増加を図るなど、経営の健全化に努められたい。</p> <p>また、今後も各病院がそれぞれの役割・機能を十分に発揮できるよう、病院を取り巻く環境や求められるニーズを踏まえ、次期中期経営計画を策定されたい。</p>	

1 経営の健全化について

病院運営においては、限りある医療資源のなかで、医療機能の分化・連携を図りながら、地域の医療需要に沿った医療提供体制の構築に取り組むとともに、経営の健全化を図っていく必要があります。

そうした中で、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による患者数の減少などにより、医業収益が減少する見込みとなっていますが、引き続き、それぞれの県立病院が求められる役割・機能を担っていけるよう、院内感染対策にもしっかりと取り組み、診療機能を維持しながら、医業収益の確保を図ってまいります。

2 中期経営計画の着実な推進について

中期経営計画に掲げた取組については、毎月実施する各病院との会議を通じて進捗状況や課題を共有し、必要となる対策等に取り組んでいるところです。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による患者数の減少など、計画の成果目標に様々な影響が想定されますが、計画の最終年度として、目標未達成の項目についての原因分析や課題を検証しながら目標達成に向けて取り組むとともに、次期中期経営計画の策定を検討してまいります。

【議案補充説明】

項目 (1) ーア	令和元年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の運営について（こころの医療センター）	意見書 5頁
意見	<p>経常損益、純損益とも約 7,352 万円の赤字となり、前年度に比べいずれも約 2,062 万円改善しているが、3年連続の赤字となった。</p> <p>平成 30 年度から進めている経営改善プロジェクトでは、「地域連携強化」、「地域移行開拓」、「病床管理適正化」、「精神科作業療法・デイケア強化」、「労働生産性向上」、「経費削減」に係る課題の解決に向けて取り組んでいる。</p> <p>令和元年度には、個室の拡充による急性期患者の受入強化や開放病棟の一部を閉鎖するなど円滑な病床管理を行うことで、診療単価は増加したが、患者数の減少が続き、医業収益は減少した。引き続き、課題解決に向けて取り組み、経営の健全化に努められたい。</p> <p>また、今後も「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性を踏まえ、精神科医療の中核病院としての役割を担いながら、多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努められたい。</p>	

1 経営の健全化について

経営改善プロジェクトでは、多職種の職員が連携しながら課題解決に向けて取り組み、毎月の定例会議において取組状況の報告と情報共有を行い進捗管理しています。

こうした中、令和元年度の医業収益は減少しましたが、病床の円滑な管理運営による診療単価の向上や、福祉施設等との連携による長期入院患者の地域移行の進展など、一部で取組の成果が出ており、これらの取組を通じて、各部門・各職種間の意思疎通が円滑になり、職員の経営改善に対する意識も向上しています。

今後も、経営改善プロジェクトでの取組を中心に、収益の増加と費用の削減に努め、経営の健全化を進めてまいります。

2 多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供について

県内の精神科医療における中核病院として、精神科救急・急性期医療等の政策的医療や、認知症治療、アルコール依存症治療、精神科早期介入などの専門的医療を提供するとともに、研修医や看護実習生等を積極的に受け入れるなど、県内の精神科医療人材の育成にも取り組んでいます。

また、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という方向性の中で、入院診療においては、入院時から退院を視野に入れた多職種による支援を行いながら適切な治療を進め、早期の退院を図っています。外来診療においては、患者の生活能力の向上を図るとともに、在宅生活においても継続して治療を行えるよう、デイケアや訪問看護など地域生活支援に向けた取組を積極的に進め、入院から退院、在宅まで切れ目のない治療を提供しています。

今後もこれらの取組を推進し、多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスを提供してまいります。

【議案補充説明】

項目 (1) ーイ	令和元年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の運営について（一志病院）	意見書 5頁
意見	<p>経常損益、純損益とも約1億5,066万円の黒字となり、前年度に比べいずれも約6,793万円増加し、経常損益は平成25年度から7年連続の黒字となった。今後も入院・外来患者や健康診断等受診者の確保を通じて収益の増加を図るなど、引き続き、健全な経営に努められたい。</p> <p>また、地域の過疎化、高齢化が進み、住民の医療ニーズがより一層高まっている中、総合診療医やプライマリ・ケアを担う人材育成に取り組むとともに、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践に取り組むなど、引き続き、地域に最適な医療サービスの安定的な提供に努められたい。</p>	

1 健全な病院経営について

医療・介護・予防等の多職種による連携会議をはじめとする、地域の診療所、消防機関及び福祉施設との連携等により、入院・外来患者を確保するとともに、健康教室や糖尿病教室、出前講座等を通じて地域住民の健康管理意識の向上を図るなどして、住民健診、人間ドック及びがん検診の受診者数の確保にも取り組み、収益の増加を図っています。

今後も、入院・外来患者や受診者の確保等を通じて収益の増加を図り、健全な経営を進めてまいります。

2 地域に最適な医療サービスの安定的な提供について

高齢化が進む一方で、医療資源が十分でない津市白山・美杉地域においては、幅広い臨床能力を有する総合診療医による診療及びプライマリ・ケアの実践が重要です。

このため、三重大学等と密接に連携しながら研修医や医学生を積極的に受け入れるなど、総合診療医の育成拠点施設としての役割を果たすとともに、三重県プライマリ・ケアセンターと連携してプライマリ・ケア エキスパートナース研修を支援するなど、人材育成に取り組んでいるところです。

また、入院診療や外来診療に加え、訪問診療、訪問看護等の在宅療養支援や、24時間365日の救急患者の受入れ、医療過疎地域への医師派遣などにも取り組んでいます。

今後もこれらの取組を進めながら、地域に最適な医療サービスを安定的に提供してまいります。

【議案補充説明】

項目 (1) 一ウ	令和元年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の運営について (志摩病院)	意見書 5頁
意見	<p>志摩病院では、平成 24 年度に指定管理者制度を導入して以降、県と指定管理者の基本協定（平成 24 年度～令和 3 年度）に基づく病院運営を行っている。稼働病床の段階的増床や内科系救急における 24 時間 365 日の受入体制などを実現しているが、外科系における救急受入体制の回復や一部診療科における常勤医師の配置が進んでいない。このような状況を踏まえ、残りの指定期間においても、指定管理者と十分な連携を図り、さらなる診療機能の充実強化に努められたい。</p> <p>また、人口減少など志摩病院を取り巻く環境が変化するなか、令和元年度に実施した「指定管理者制度による志摩病院の運営に係る検証」を踏まえ、次期指定管理者を指定し、引き続き、志摩地域の中核病院としての役割・機能を担うよう努められたい。</p>	

1 診療機能の充実について

診療機能については、指定管理者制度導入後、常勤医師の確保に努め、入院診療体制や救急受入体制など、段階的な回復を図っているところです。

平成 28 年に運用を開始した地域包括ケア病棟では、令和元年 10 月からリハビリ目的の患者の受入れを開始するなど、地域の多様な医療ニーズにも的確に対応しています。

さらに、地域医療支援病院として、地域の医療機関との紹介・逆紹介や医療機器の共同利用などを推進するとともに、へき地医療拠点病院として、志摩市間崎島への巡回診療（月 2 回）を実施するなど、地域医療の維持にも貢献しています。

一方、全国的な医師不足や診療科偏在等の影響もあり、外科系救急は概ね平成 24 年度（指定管理者制度導入時）の受入体制の維持に留まっており、体制の回復に向け、指定管理者と連携して三重大学に医師派遣を継続的に要請しているところです。

また、常勤医師の配置が進んでいない一部の診療科については、平成 30 年に産婦人科に、令和 2 年 8 月には小児科にそれぞれ常勤医師を 1 名配置しました。その他の診療科についても、指定管理者が運営する他病院等からの支援により、診療機能の確保を図っているところです。

残りの指定期間においても、引き続き指定管理者と十分連携し、診療機能の充実に努めてまいります。

2 次期指定管理者の指定について

次期指定管理者の指定については、住民向けの運営報告会や関係団体等からの個別聴取、有識者による検討会議での助言・意見を踏まえ、次期指定管理者に求める志摩病院の業務範囲を決定したうえで公募しました。

現在、医療保健部所管の選定委員会において応募団体（1 団体）から提出された事業計画の審査を行っているところであり、志摩病院が地域の中核病院としてその役割・機能を果たしていけるよう、指定に向けて取組を進めてまいります。

【議案補充説明】

項目 (2)	未収金の回収と発生防止について	意見書 8頁
意見	<p>令和元年度末における病院事業庁全体の診療費自己負担金の未収金（過年度収入未済額）は、前年度に比べて約 498 万円減少し、約 6,324 万円となっている。</p> <p>未収金の回収については、電話督促、催告書等の送付及び臨戸訪問を行い、回収困難案件については弁護士法人に回収委託を行うことで約 551 万円を回収しているところであるが、引き続き、回収に向けての取組を進められたい。</p> <p>また、未収金の新規発生額は、年々減少傾向にあるが、令和元年度は、約 362 万円発生しているため、引き続き、未収金の発生防止に取り組まれたい。</p>	

1 未収金の回収と発生防止について

過年度医業未収金の縮減に向けては、発生防止と回収の両面から対策を進めており、発生防止については入院時の高額療養費制度や公費負担制度の説明など、回収については債務者等への督促・催告に加え、法的措置や回収業務委託も活用して対応するなど、今後も効果的で必要な対策を実施してまいります。

なお、発生防止及び回収にかかる主な取組は、次のとおりです。

(1) 発生防止

- ①入院時の説明の際に、入院費用の説明書に加えて高額療養費制度に関する説明書等を渡し、診療費用の支払いに関する早期相談の促進に努めています。
- ②診療時や相談対応時など様々な機会を捉えて、公費負担制度の説明及び申請のサポートを行っています。
- ③病棟、会計、地域連携室等において、患者の支払いに関する情報共有を徹底しながら、早期の対応（面談、早期支払いの働きかけ等）を行っています。

(2) 回収

- ①文書及び電話等による督促・催告を、本人に加えて連帯保証人等に対しても継続的に行っています。
- ②病院からの督促等にも応じず、理由なく支払わない者に対しては、裁判所が債権者に代わって債務者に請求する制度（支払督促）の活用や、給与の差押えなどの強制執行を行っています。
- ③県独自の対応で回収が困難なものについては、弁護士法人に回収業務を委託しています。